

政令第 号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	
振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴い、自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長する必要があるからである。